

## 事業契約書

- 1 件名 国立循環器病研究センター移転建替整備事業にかかる設計及び建設工事
- 2 施工場所 北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理事業  
区域内 5 街区 1 画地
- 3 事業期間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日
- 4 請負代金額 金●円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金●円
- 5 契約保証金 免除

### 6 解体工事に要する費用等

**注** この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

上記の内容について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の内容を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所  
氏名 印

受注者 住所  
氏名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、入札公告等及び提案書類に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約における用語の定義は、この契約で特別に定める場合を除き、別紙1のとおりとする。
  - 3 受注者は、設計業務及び建設工事を契約書記載の期間内に完了・完成し、設計図書等及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 4 設計業務を完了するために必要な一切の手段（以下「設計方法等」という。）については、この契約に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。但し、発注者は、その意図する設計図書を完成させるため、設計業務に関する指示を受注者又は受注者の設計管理技術者に対して行うことができる。この場合、受注者又は受注者の設計管理技術者は、当該指示に従い設計業務を行わなければならない。
  - 5 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
  - 7 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、確認、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 8 この契約に基づき発注者と受注者が協議を行った場合には、受注者は協議に係る議事録を作成し、これを保管しなければならない。
  - 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 10 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 11 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札公告等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 12 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 14 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づ

くすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(契約書類)

第1条の2 この契約を構成するものは、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は列挙された順序に従うものとする。但し、提案書類の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書と同位の順序にあるものとみなす。

- (1) この契約書及び約款
- (2) 入札公告等
- (3) 提案書類

(関連工事等の調整)

第2条 発注者は、受注者の設計又は施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の設計又は施工する他の工事が設計又は施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その設計又は施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な設計又は施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び計画書・報告書等の提出)

第3条 受注者は、要求水準書に定めるところに従い、①この契約締結後14日以内に要求水準書及び提案書類に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出するとともに、②以下の計画書、報告書等を以下の時期までに作成し、発注者に提出し、承諾を受けなければならない。

書類名	提出時期	主な記載内容
設計業務計画書	事業契約書締結後速やかに (基本協定締結時にも提出すること)	業務実施体制、業務実施スケジュール、業務遂行方法、セルフモニタリング実施計画 他
建設工事計画書	工事着手前	業務実施体制、施工計画書、セルフモニタリング実施計画 他
統括マネジメント業務計画書	事業契約締結後速やかに	業務実施体制、業務実施スケジュール、業務遂行方法 他
開設・移転等業務計画書	業務開始2ヶ月前まで	業務実施体制、業務実施スケジュール、業務遂行方法、セルフモニタリング実施計画 他
医療機器等調達計画書	業務開始2ヶ月前まで	業務実施体制、業務実施スケジュール、業務遂行方法、セルフモニタリング実施計画 他

- 2 前項の内訳書及び計画書は、この契約において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 3 受注者は、計画書を必要に応じて適宜更新のうえ、更新後は速やかに発注者に提出し、承諾を受けなければならない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
  - 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約上の地位、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸与し、質権その他の担保の目的に供し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、設計図書等、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの、その他この契約の成果物（以下「成果物」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 3 発注者は、成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

- 第6条 受注者は、設計業務又は建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者がこの契約に基づく業務を第三者に委任し又は請け負わせた場合、当該第三者の使用は、全て受注者の責任と費用負担において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(下請負人の通知)

- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、設計方法等、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計方法等、施工方法等を指定した場合において、入札公告等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、入札公告等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の統括責任者に対する指示、承諾、確認又は協議
- (2) 設計業務の履行についての受注者又は受注者の設計管理技術者に対する指示、承諾、確認又は協議
- (3) 建設工事の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾、確認又は協議
- (4) 設計図書等の確認、承諾
- (5) 入札公告等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (6) 入札公告等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認及び解除については、入札公告等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(総括責任者、設計管理技術者、現場代理人及び監理技術者等)

第10条 受注者は、入札公告等及び提案書類に基づき、次の各号に掲げる者を定めてその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 総括責任者
- (2) 統括マネージャー
- (3) 管理技術者(設計)
- (4) 工種ごとの主任技術者(設計)
- (5) 現場代理人
- (6) 監理技術者
- (7) 専門技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 総括責任者は、受注者における本件事業の総括責任であり、請負代金額の変更、請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうち総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 統括マネージャーは、要求水準書に規定される統括マネジメント業務の責任担当として、本件事業の効率的な遂行のため、管理技術者、現場代理人、及び監理技術者を統括し、設計業務及び建設工事に関し相互調整を行う。受注者は、一度選任された統括マネージャーを交代する場合には、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。

5 管理技術者は、設計業務の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

6 現場代理人は、建設工事の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。また、現場代理人、監理技術者及び専門技術者は工事現場に設置されなければならない。

7 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

8 本条第1項各号に掲げる者は当該業務の専任とし、これを兼ねることができないものとする。

(履行報告)

第11条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して契約の履行について報告を求めることができる。

(関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、総括責任者、統括マネージャー、管理技術者又は現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置（その変更を含むがこれに限られない。）をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者、専門技術者その他受注者がこの契約の履行のために使用している下請負人、労働者等でその業務の遂行に著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置（その変更を含むがこれに限られない。）をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計業務)

第 12 条の 2 受注者は、法令を遵守の上、基本設計書 V E 反映版（以下に定義する。）、入札公告等及び提案書類に基づいて、自らの責任及び費用負担において、設計業務を行うものとする。

2 発注者は、設計図書等が基本設計書 V E 反映版（以下に定義する。）、入札公告等及び提案書類に基づき設計されていることを確認するために、その設計図書等の内容その他について、受注者に事前に通知した上で受注者に対してその説明を求めることができ、またその他の書類の提出を求めることができるものとし、受注者は、これに誠実に応じる義務を負うものとする。

3 発注者は、設計図書等を受注者から受領し、それを確認したことを理由として、本業務の全部又は一部について責任を負担しない。

(基本設計書 V E 反映版)

第 12 条の 3 受注者は、発注者から提示された基本設計について、提案書類に基づき、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を反映した基本設計図書（以下「基本設計書 V E 反映版」という。）を作成し、発注者の確認を受けるものとする。

(設計図書等の検査及び引渡し)

第 12 条の 4 受注者は、基本設計書 V E 反映版、入札公告等及び提案書類に基づいて、

実施設計図書を作成するものとする。受注者は、設計を完了したときは遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に設計図書等について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり設計図書等について補正を命ぜられたとき、受注者は遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく設計図書等を発注者に引渡すものとする。

#### (設計図書等の変更)

第12条の5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、変更内容を通知して、設計図書等の変更を求めることができる。この場合において、受注者は、発注者から当該通知を受領した後14日以内に、発注者に対してかかる設計図書等の変更に伴い発生する費用、事業期間又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。発注者は、この契約に別途の定めがある場合を除き、発注者の責めに帰すべき事由により、設計図書等が変更される場合には、事業期間、若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (建設工事)

第12条の6 受注者は、法令を遵守の上、基本設計書VE反映版(変更された場合には変更後のものを含む。)、入札公告等及び提案書類に基づいて、自らの責任及び費用負担において、建設工事を行うものとする。

#### (工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあつては、工事物が設計図書等に示す性能を満たすために十分な品質を有する限りにおいて、受注者がその責任において定める。

- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければ



ばならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
  - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合におい

て、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成、要求水準書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 17 条 受注者は、工事の施工部分が入札公告等、提出資料又は設計図書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、設計業務又は建設工事の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 入札公告等における記載が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 入札公告等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 入札公告等の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等入札公告等に示された自然的又は人為的な履行・施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 入札公告等で明示されていない履行・施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、入札公告等の訂正又は変更

を行わなければならない。

(1) 第1項第(1)号から第3号までのいずれかに該当し入札公告等を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第1項第(4)号又は第(5)号に該当し入札公告等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第1項第(4)号又は第(5)号に該当し入札公告等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により入札公告等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(入札公告等の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、入札公告等の変更内容を受注者に通知して、入札公告等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務・工事の中止内容を受注者に通知して、業務・工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは〔事業期間若しくは請負代金額〕を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による事業期間の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が

発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により事業期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する事業期間について、通常必要とされる事業期間に満たない事業期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第 23 条 事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては発注者が事業期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が事業期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、事業期間内でこの契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金

額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の100分の1を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、基準日における最新の「建設工事費デフレーター」（国土交通省）に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により事業期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（その他のリスクの分担）

第25条の2 発注者は、以下の事情が生じた場合には、本業務について当該事情により生じる費用について合理的範囲で負担するものとする。

- (1) 本件事業に直接関係する法制度の新設又は変更がなされた場合。
- (2) 本件事業に影響を及ぼす許認可の新設又は変更がなされた場合。
- (3) 消費税又は地方消費税の変更（税率の変更を含む。）がなされた場合。
- (4) 本件事業自体に関する住民反対運動が起こり、又は訴訟が提起された場合
- (5) 埋蔵文化財の調査により工事完了が遅延した場合。

2 受注者は、以下の事情が生じた場合であっても、本業務について当該事情により生じる費用について負担しなければならない。

- (1) 前項第(1)号以外の法制度の新設又は変更がなされた場合。
- (2) 前項第(2)号以外の許認可の新設又は変更がなされた場合。
- (3) 前項第(3)号以外の税制（法人税を含むがこれに限られない。）の新設

又は変更がなされた場合。

(4) 前項第(4)号以外の事項(設計・建設工事の履行に関する事項を含む。)に関して住民反対運動が起こり、又は訴訟が提起された場合。

#### (臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第28条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(要求水準書等で基準を定めたもの)であって

は、当該基準を超えるものに限る。) 発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条及び第43条の3において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - (1) 工事目的物に関する損害  
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 工事材料に関する損害  
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書等の変更)



第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計図書等を変更することができる。この場合において、かかる変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、請負代金を別紙3に記載する「請負代金の支払スケジュール」に従い、発注者に対して支払うものとする。請負代金はこの契約に基づき受注者が受け取る報酬の全てであって、受注者はこの契約に基づく義務の履行についてその他の報酬を請求することはできない。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって

使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払)

- 第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
  - 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
  - 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
  - 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
  - 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入

費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第 37 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、1 年間に 2 回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 38 条 工事目的物について、発注者が入札公告等において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 31 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と読み替えて、これらの規定を準用する。但し、当該部分引渡しは第 32 条に規定される請負代金の支払に影響を与えないものとする。

(第三者による代理受領)

第 39 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条 (第 38 条において準用する場合を含む。) 又は第 37 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(請負代金又は前払金等の不払に対する工事中止)

第 40 条 受注者は、発注者が第 32 条 (第 34 条、第 37 条又は第 38 条により準用される場合を含む。) の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第 41 条 発注者は、工事目的物に瑕疵 (入札公告等、提案書類又は設計図書等に適合しない場合を含むがこれらに限られない) があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。発注者は、瑕疵の修補に代え入札公告等、提案書類又は設計図書と同等の性能への修補に必要な費用の賠償、若しくは発注者と受注者が協議して定める入札公告等、提案書類、又は設計図書等と同等以下の性能への修補とともにこれらと同等の性能への修補を行った場合との差額を含めた損害の賠償を請求することができる。また、これらに適合しない施工部分に施工の不足がある場合には、修補とは別に不足部分の施工費について損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項 (第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡しを受けた日から、要求水準書等に定めるものにあつては要求水準書等に定めるそれぞれの瑕疵担保期間以内に、その他のものにあつては 2 年以内に、それぞれ行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知

っていたときは、この限りでない。

- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により①設計業務が別紙3において設計費の請求予定年月として記載された月の末日までに完了しない場合、又は②事業期間内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、①については設計費につき、②については請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。また、遅延により診療収入の減・工事完成部分への移転費用の増大等が生じた場合は、当該減収等の額又は費用増に相当する額を加算する。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、商法第514条に定める利率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第44条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項

各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（注意・改善勧告等）

第43条の2 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の本件事業の継続に懸念が生じ又は継続が困難であると判断した場合、受注者に対して注意、改善の勧告、又は協力企業の変更を求めることができ、受注者はこれに従うものとする。

（不可抗力があった場合の解除等）

第43条の3 不可抗力があった場合で本件事業の継続が困難となった場合、発注者と受注者は、その継続の可否について協議を行うものとし、当該不可抗力発生後60日以内に協議が整わない場合には、それぞれ、この契約を解除することができる。

（発注者の解除権、違約金及び賠償金請求権）

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により事業期間内に完成しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第(1)号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前(3)号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号、第(7)号、第(8)号及び第3項第(1)号乃至第(4)号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められ

るとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

(9) 第6条の規定に違反したとき。

(10) 入札公告等に記載された応募者の参加資格要件を満たさず又は応募者の制限に抵触した場合

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者は、この契約に関し、前項の規定のほか、次の各号の一に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、発注者に生じた実際の損害額又は請負代金額の10分の1に相当する額のいずれか多い額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第1項第7号の刑が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(4) 公正取引委員会が受注者に対して行った審決に対し、受注者が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 第1項第9号に該当したとき。

4 受注者は工事の完成を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

5 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。

#### (発注者の解除権 その2)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (受注者の解除権)

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により入札公告等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が事業期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### (解除に伴う措置)

第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、既に支払済みの請負代金又は第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該支払済みの請負代金の額又は前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているとき



は、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

#### (火災保険等)

第48条 受注者は、建設工事及びその他業務に関して第三者賠償責任保管を付保し、また工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を入札公告等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付

したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、統括責任者、設計管理技術者、又は現場代理人の職務の執行に関する紛争、工種ごとの設計主任技術者、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第50条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第51条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

・工事請負契約書に追加する書面について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条第1項に規定する対象建設工事がある場合は、同法第13条に基づき、別紙4～6のうち該当する書面を使用し、工事請負契約書に追加する。

(別紙1)

## 定義

- (1) 「関連業務」とは、設計業務、建設工事以外で、入札公告等に記載される受注者の業務をいう。
- (2) 「建設工事」とは、要求水準書に記載される建設工事をいう
- (3) 「この契約」とは、この約款（特記規定も含む。）、入札公告等及び提案書類を内容とする事業契約書をいう。
- (4) 「成果物」とは、設計図書等、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの、その他この契約の成果物をいう。
- (5) 「施工方法等」とは、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。
- (6) 「設計業務」とは、要求水準書に記載される設計業務をいう。
- (7) 「設計図書等」とは、受注者が、設計業務の履行として、入札公告等及び提案書類に基づいて作成し発注者に提出する設計図書、官公庁申請図書等をいう。
- (8) 「設計方法等」とは、設計業務を完了するために必要な一切の手段をいう。
- (9) 「提案書類」とは、受注者が国立循環器病研究センター移転建替整備事業の入札手続において発注者に提出した技術提案書、発注者からの質疑に対する回答その他受注者がこの契約の締結までに提出した一切の書類をいう。
- (10) 「入札公告等」とは、発注者が国立循環器病研究センター移転建替整備事業の入札公告において公表した、入札説明書、要求水準書、この約款その他の資料及びこれらに関する質疑回答をいう。
- (11) 「本件事業」とは、国立循環器病研究センター移転建替整備事業をいう。
- (12) 「要求水準書等」とは、要求水準書及び要求水準書に関する質問回答をいう。

(別紙2)

## 特約事項

(モニタリング)

- 第1条 受注者は、発注者に提出したセルフモニタリング計画書及び入札公告等に従い、設計業務及び建設工事に係る自らの実施状況について、この契約、設計図書等、その他適用ある法令等に照らし適切に遂行されているかの評価・測定を行ったうえで、発注者に対してその結果を報告するものとする。これに係る費用は受注者の負担とする。
- 2 発注者は、設計業務及び建設工事に係る受注者の実施状況について、この契約、設計図書等、その他適用ある法令等に照らし適切に遂行されているかの評価・測定を行うことができるものとし、受注者はこれに必要な協力を行わなければならない。受注者は、当該発注者による当該評価・測定の結果を、自らの設計業務及び建設工事遂行の改善に役立てるものとする。当該発注者による当該評価・測定に係る費用は発注者の負担とする。

(設計費・建設費の増加に伴う減額提案)

- 第2条 受注者は、発注者の提示条件の変更、指示の不備、要求水準書の解釈変更、要求水準を超える要望の反映等により設計費又は建設費の増加が見込まれる場合には、設計業務又は建設工事に関して減額の提案を発注者に対して行い、当該設計費又は建設費の増加分相当額が減額されるよう努めるものとする。

(仕様及び品質管理基準)

- 第3条 受注者は、要求水準書等で要求される基準の性能を満たす限りにおいて、受注者は設計及び建設工事の仕様を提案し、発注者の承認を得た上で、適用基準とすることができる。

(事前準備調査)

- 第4条 受注者は、設計業務のために必要な地質調査、測量調査、その他事前の準備調査を実施しなければならない。

(近隣対応)

- 第5条 受注者は、騒音、振動、悪臭、粉塵及び交通渋滞等、工事が近隣住民等に与える影響を最小限に抑えるとともに、合理的に要求される範囲内で近隣等対応を行うものとする。また、近隣等対応の事前及び事後にその内容及び結果を発注者に報告するものとする。

(許認可・法令等)

第6条 受注者は、発注者が必要とする場合には、医療法、その他適用ある法令に基づく許認可の申請に必要な協力を行わなければならない。

2 受注者は、自ら、適用ある法令、周辺の社会基盤施設等の諸条件について官公庁等で事前に調査のうえ確認を行うものとし、当該確認に係る協議の議事録を作成し保管するものとする。

(善管注意義務及び事業期間終了後の業務の履行)

第7条 受注者は、入札公告等、提案書類に従い、善良なる管理者の注意をもって、設計業務、建設工事、関連業務その他この契約に基づく業務を履行するものとする。受注者のこれらの業務で事業期間終了後の履行が予定されているものは、工作物の完成後又は事業期間終了後も存続する。

(応募要件)

第8条 受注者は、入札公告等に記載された応募者の参加資格要件を満たさず又は応募者の制限に抵触することが判明した場合には、速やかに発注者に当該事実を通知するものとする。

## 請負代金の支払いスケジュール

支払回	業務項目	支払時期 (請求予定年月)	出来高予定	金額		
				税抜金額	消費税等	合計
1	設計費 (前払金)	2016年3月				
2	建設費 (前払金)	2016年3月				
3	設計費 (残金)	業務完了時 2016年〇月				
4	建設費	2017年3月	[A] %			
5	同上	2018年3月	[B] %			
6	同上	2019年3月	[C] %			
7	同上 (残金)	引渡時 2019年〇月	100%			
合計						

[※1：上記表中金額は、事業者提案にもとづき、本センターとの協議のうえ決定する。

※2：設計費（前払金）及び建設費（前払金）の合計は、合計金額の5%以下とする。

※3：設計費（前払金）は、設計費全体の10%以下とする。

※4：出来高予定のA～Cは事業者提案による。]

## 1 （概略）

請負代金の支払いスケジュールの概略は上記のとおりであり、具体的には次項以下に記載のとおりとする。なお、上記で支払時期とあるのは、あくまで受注者が当該支払に対応する設計又は出来高の完成をする目安の時期であって、当該支払時期が到来することをもって代金の支払義務が発注者に発生するものではない。

## 2 （設計費の支払い）

(1) 受注者は、第12条の4第4項に基づき設計図書等の引渡しを完了した場合には、発注者に対して、設計費として金●円（うち消費税及び地方消費税相当額は●円）の請求を行うものとする。発注者は、請求を受けた日の翌々月末までに当該金額を支払わなければならない。

## 3 （建設費の3回にわたる部分払い）

(1) 受注者は、建設工事に関して、次の場合には、当該出来形部分の確認を発注者に対して請求するものとする。

- ① 出来形部分が工事目的物の [A] %に達した場合
  - ② 出来形部分が工事目的物の [B] %に達した場合
  - ③ 出来形部分が工事目的物の [C] %に達した場合
- (2) 発注者は、前号の請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、入札公告等に定めるところにより、前号の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- (3) 前号の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、第 2 号の規定による確認があったときは、次のとおり建設費の部分払いを請求するものとする。この場合、発注者は、請求を受けた日の翌々月末までに当該金額を支払わなければならない。
- ① 第 1 号①の場合には金●円（うち消費税及び地方消費税相当額は●円）
  - ② 第 1 号②の場合には金●円（うち消費税及び地方消費税相当額は●円）
  - ③ 第 1 号③の場合には金●円（うち消費税及び地方消費税相当額は●円）
- 4 (請負代金の残金支払)
- (1) 受注者は、第 31 条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の残金の支払いを請求することができる。
- (2) 発注者は、前号の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌々月末までに請負代金を支払わなければならない。
- (3) 発注者がその責めに帰すべき事由により第 31 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前号の期間（以下この号において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 (請負代金額の変更があった場合の調整)
- (1) この契約に基づき請負代金の増額又は減額が見込まれる場合は、発注者及び受注者にて都度協議を行い、変更額を確定した上で、最終支払いにて調整を行う。
- (2) 前項による協議が整わない場合、第 24 条に基づき、発注者が合理的に金額を確定し、受注者に通知する。
- 6 第 34 条前払金及び第 37 条部分払いによる請求は、上記「請負代金の支払いスケジュール」に明記した金額を下回ることを条件とする。

(別紙4)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (            )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (            )
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (            )
	④基礎・基礎ぐ い	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (            )
	⑤その他 (            )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (            )

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。  
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。  
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)

- (注) ・運搬費を含む。





(別紙6)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工程ごと の作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 (            )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要がない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） \_\_\_\_\_ 円（税抜き）

(注) ・運搬費を含む。